

頁	行	改訂前	改訂後
2	下 1	医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。	医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。 慢性疼痛の診断、治療に精通した医師によってのみ処方・使用されるとともに、本剤のリスク等についても十分に管理・説明できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ用いられ、それら薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。
別紙 15	下 2		